

環 企 第 7 9 号
令 和 3 年 7 月 5 日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

岡山県知事 伊原木 隆太

(仮称) 真庭太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について

このことについて、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の
規定に基づき、別紙のとおり環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第
1項の規定に基づく意見を述べます。

(仮称) 真庭太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する岡山県知事意見

1 総論評価

(1) 事業計画について

適切な予測・評価を行うためには、可能な限り詳細な事業計画となっていることが求められるので、準備書作成に当たっては太陽光発電設備及び附帯設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）、地表面の改変及び使用する建設機械や運搬車両の種別や数量等について、可能な限り具体化すること。

また、具体化に当たっては、太陽光発電設備等の配置等について、環境影響を回避又は極力低減するよう検討し、その経緯及び内容を示すこと。

なお、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 地域住民の理解について

円滑な事業実施のためには周辺住民の理解や協力が不可欠であり、地域住民から治水や風雨災害などに関する懸念が示されていることから、今後の手続においては、事業計画や環境保全措置に係る情報提供を積極的に行うなど、地域住民の懸念を払拭するよう努めること。

2 各論評価

(1) 環境の自然的要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

○騒音

パワーコンディショナからの騒音の測定方法等については、現時点で十分な知見が得られていないことを踏まえ、方法書記載の住宅からの距離の確保だけでなく、パワーコンディショナを収納する工作物等の防音性能を高めるなど環境保全措置の内容について検討すること。

イ 水環境

(ア) 土地の改変及び太陽光発電設備等の設置に伴う水環境への影響評価にあっては、広大な面積の植生が太陽光パネルに変更され、河川への流出水の経路、流出量と速度及び流出パターン（以下「流出経路等」という。）の変更が予想される事業特性を十分考慮し、林地開発に係る開発行為の技術基準等を参照の上、想定する降水量の詳細な検討を行うこと。その結果によっては、太陽光発電設備等の設置面積や規模の縮小により環境影響を回避又は極力低減する計画とす

ること。

- (イ) 事業場西側や沈砂池を経由しない沢からの排水の河川への流入の有無など、事業実施区域から公共用水域への排水経路を適切に把握・考慮した上で予測評価を行うこと。

なお、事業実施区域周辺の河川への流入状況によっては、必要に応じて予測地点の追加について検討すること。

ウ その他の環境

○地盤

現地踏査やボーリング調査等による地形や地質の詳細把握に加え、斜面安定解析手法等による定量的な手法による予測評価を行い、必要に応じて太陽電池発電設備等の配置等を変更するなど、土地の安定性に係る環境影響を回避又は極力低減する計画とすること。

また、詳細調査の結果及び検討経過について準備書に記載すること。

- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

○動物・植物・生態系

動植物及び生態系に係る適切な予測・評価を行うため、方法書に掲げている文献資料の他に、現地の状況を示した図書がないか精査するとともに、専門家に聞き取りを行うこと等により、対象種の把握及び調査方法の充実を図ること。

- (3) 環境への負荷の低減

○廃棄物等

設置する太陽光発電設備等における有害物質の含有状況を踏まえた適切な処理・処分の方策の把握及び評価を行うこと。